

ふじのくに田子の浦みなと公園利用規程

平成 28 年 6 月

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県港湾管理条例第 3 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、ふじのくに田子の浦みなと公園の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(全体に関すること)

第 2 条 全体に関することについて次のように定める。

- (1) ここは私たちの公園です。大切に使い、他の人に迷惑をかけないように使用すること。
- (2) 花火、焚き火、バーベキュー等、火気の使用は原則禁止する。
- (3) 園内での寝泊りは禁止する。
- (4) 野球、ゴルフ、スケートボードは禁止する。
- (5) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (6) 立入禁止区間及び工事区間への立入を禁止する。
- (7) 通路及び駐車場でのボール遊び等は禁止する。
- (8) 施設を壊す、傷つける、汚す等の行為は禁止する。
- (9) ドローンを含むラジコンなどの使用は原則禁止する。

(乗り物の利用に関すること)

第 3 条 乗り物の利用に関することについて次のように定める。

- (1) 駐車場の利用時間は、8:00 から 17:00 までとする。
- (2) 自動車、バイク、原動機付自転車、自転車等は所定の駐車場、駐輪場に止めること。
- (3) 自動車、バイク、原動機付自転車、自転車等の乗り入れは駐車場、駐輪場までとする。(ただし、管理車両、許可車両を除く)

(ペット(犬及び小動物)に関すること)

第 4 条 ペットに関することについて次のように定める。

- (1) ペットの散歩をするときは、必ずリードをつけること。
- (2) ペットの糞は放置せず必ず持ち帰ること。
- (3) ペットは園路以外の場所には連れて入らないこと。

(遊具に関すること)

第5条 遊具に関することについて次のように定める。

- (1) 危険な遊び方はしないこと。
- (2) ゆずりあって遊ぶこと。
- (3) 小さな子供(幼児)には、必ず保護者が付き添うこと。

(許可が必要な行為)

第6条 次の行為については田子の浦港管理事務所長の許可を必要とする。

- (1) イベント、集会等の開催
- (2) 一部又は全部を独占して利用する行為
- (3) 構造物を設置する行為
- (4) テレビ、映画等の撮影行為
- (5) 物品を販売する行為
- (6) その他、所長が許可が必要と判断する行為

附則

- 1 この規定は、平成25年6月1日から施行する。

附則

- 1 この規定は、平成28年6月1日から施行する。